議員提出議案第13号

葛飾区議会が管理する個人情報の保護に関する規程 上記の議案を提出する。

平成27年6月29日

提出者

6番 峯 岸 良 至22番 大 高拓24番 平田 みつよし25番 筒井 たかひさ29番 上 村 やす子30番 三小田 准 一31番 中 村 しんご32番 荒 井 彰 一33番 上 原 ゆみえ34番 出口 よしゆき35番 安 西 俊 ー39番 米 山 真 吾

葛飾区議会議長 秋家聡明 殿

(提案理由)

葛飾区議会が管理する個人情報の保護に関する規程を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会が管理する個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、葛飾区個人情報の保護に関する条例(昭和60年葛飾区条例第27号。 以下「条例」という。)の規定により、葛飾区議会(以下「議会」という。)が管理する 個人情報の保護について必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報保護管理責任者)

第2条 条例第13条に規定する個人情報保護管理責任者は、区議会事務局次長をもって充 てる。

(緊急時対策会議)

第3条 議会は、条例第17条の2第3項に規定するシステムの結合の停止その他の必要な 措置(以下この条において「システムの結合の停止等」という。)を行う場合は、あら かじめ葛飾区長が管理する個人情報の保護等に関する規則(昭和61年葛飾区規則第55号)第12条の2第1項に規定する緊急時対策会議による審議を経なければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、議会は、システムの結合の停止等を行ったときは、速 やかに、その内容を緊急時対策会議に報告しなければならない。

(手続等)

第4条 この規程に定めるもののほか、議会が管理する個人情報の保護については、葛飾 区長の管理する個人情報の保護の例による。

付 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。